

江戸幕府評定所の裁判と裁判手続（二）

——江戸幕府裁判制度研究の一環として——

大平 祐一*

目次

- 第一節 はじめに
- 第二節 評定所公事と出入筋
- 第三節 評定所公事と吟味筋
- 第四節 混合型裁判
- 第五節 考 察
- 第一項 評定所公事と出入
- 第二項 公事出入と吟味もの
- 第三項 出入筋・吟味筋という手続の形成

（以上、本号）

* おおひら・ゆういち 立命館大学名誉教授

第四項 残された課題

第六節 結びにかえて

(以上、四〇二号)

第一節 はじめに

一 江戸幕府の最高裁判所といわれる評定所(評定所一座)および江戸の三奉行所(寺社奉行所、町奉行所、勘定奉行所)は、幕府中央の裁判機関として重要な役割を果たしていた。評定所は諮問機関として、各方面から幕府老中に提出される裁判に関する伺いについて、老中からの諮問に応じて当該案件を評議評決して答申した。評定所の法律審的裁判機関的側面⁽¹⁾と言ってもよいであろう。ときには、裁判と直接かわりのない行政、統治に関する諮問にも応じていた。その意味で行政機関的な側面も有していた。行政と司法が未分離の時代に見られる現象の一側面といえよう。

こうした諮問機関としての役割とは別に、評定所は、紛争事案の当事者、関係者を出廷させて直接審理する事実審的裁判機関としての役割も果たしていた。その最も主要なものが、他領他支配の者を相手どって出訴した事件(支配違いの事件)の審理であり、評定所は全国の人々の訴えを審理し裁定したのである。この種の事案は「評定所公事」と呼ばれていた。人々は評定所に直接訴え出ることではできないので、まず、担当の奉行所に訴状を提出する(「私人による出訴」)。奉行所で訴状の審査を受け、訴状が受理されると、評定所での裁判が開始することになる。それは評定所一座(寺社奉行、町奉行、勘定奉行)による裁判であるが、実質的には、その中の担当奉行、とりわけ

その下役たちが審理（吟味）を担当し、それをもとに一座が評議裁定した。その意味で評定所と三奉行所は一体となって幕府中央の裁判機関としての機能を果していたといつてよい。

評定所一座を構成していたのは江戸の三奉行であり、彼らは評定所一座の構成員として、老中からの諮問事項や評定所公事の評議に参加するとともに、各奉行単独による「手限公事」、同役たちによる「内寄合公事」の裁判の担い手でもあった。

一方、近世国家が領主制と身分制を基礎にした複合国家であったことから、領主もそれぞれの身分に応じた裁判権を行使していた。また、幕府直轄領を治める郡代、代官や各地の奉行（遠国奉行）も、幕府役人として裁判権を行使していた。そのため、裁判権が競合する事案、さらには、領主、幕府直轄領役人が裁判権を有する事案ではあるが、彼らによる裁判が困難な事案を、幕府は公儀権力、上級機関としてどのように処理すべきかという課題が生じてくる。幕府はこれらの紛争事案を、どのような原則にもとづき、どのような手続で、どのような幕府中央の裁判機関による裁判（評定所公事、内寄合公事、手限公事）に委ねようとしたのだろうか。⁽³⁾ そのことと、いわゆる「出入筋」、「吟味筋」という裁判手続の問題をどのように関連させていたのであろうか。江戸幕府の裁判制度は、裁判管轄、裁判手続、裁判権、裁判機関の問題が複雑にからみ合っており、⁽⁴⁾ 十分解明されていない問題も少なくない。⁽⁵⁾ 評定所公事と裁判手続の問題もその一つである。⁽⁶⁾

二 評定所一座により裁判される評定所公事は、小早川欣吾、石井良助、服藤弘司、平松義郎氏等、これまでの日本法史研究を牽引してきた多くの研究者により、「出入物」——すなわち、出入筋の手続で裁判されるもの——と見なされてきた。⁽⁷⁾ したがって、評定所公事には「吟味物」——すなわち、吟味筋の手続で裁判されるもの——

は含まれないということになる。この見解を、「評定所公事出入物説」と呼ぶことにする。評定所公事が他領他支配関連（支配違い）事件の裁判であることを考えると、「評定所公事出入物説」によれば、他領他支配の者に重大な犯罪的危害を加えられた人々が、犯人を相手どって出訴しても、それは吟味物であるゆえ評定所では裁判してもえなかつたということになる。評定所公事についての理解はそれでよいのであろうか。評定所公事には吟味物も含まれているのではなからうか。つまり、「私人による出訴」にもつき提訴された事案が吟味筋の評定所公事として裁判されることもあつたのではなからうか。評定所公事をめぐるこのような素朴な問題も、江戸幕府裁判制度における十分解明されていない問題の一つである。

この問題は、最高裁判所といわれる江戸幕府評定所がどのような人々のどのような訴えを取り上げて裁判していたのかという、裁判機関としての活動実態の理解にかかわる問題であると同時に、実は、出入筋・出入物とは何か、吟味筋・吟味物とは何か、そもそも幕府の裁判制度とはどのようなものであつたのかという、幕府の司法・裁判制度理解の根幹にかかわる問題でもある。本稿はこの問題について、各種の裁判例——「混合型裁判」例もその一つである——を手がかりにして考察することにより、江戸幕府裁判制度像の理解を深めるための何がしかの材料を提示できればと思う。そのことが、明治以降における裁判制度の整備過程のなかで、近世的裁判制度が止揚されていく——あるいは何らかの足跡を残していく——ことの意味づけ、理解に多少なりとも参考になれば望外の仕合わせである。

第二節 評定所公事と出入筋

一 先行研究⁽⁸⁾を踏まえて江戸幕府の裁判手続について、初めて「出入筋」、「吟味筋」という概念を打ち出し、その手続内容を簡潔明瞭に描き出したのが石井良助氏であった。⁽⁹⁾

石井氏は近世の訴訟制度について次のように述べている。「江戸時代の訴訟制度は吟味筋と出入筋とに分かれており、大体吟味筋は刑事訴訟、出入筋は民事訴訟と理解してさしつかえない」、と。出入筋で扱う事案の多くが民事的事案であったことを考えて、氏は、「大体……出入筋は民事訴訟」であるとの理解を示したものと思われる。⁽¹⁰⁾ だが、同時に氏は、出入筋が刑事的事案を扱うことも忘れずに指摘している。⁽¹¹⁾ それゆえ氏は、出入筋を、より厳密に、「民事刑事の両訴訟手続」⁽¹²⁾と表現している。吟味筋を刑事手続、出入筋を「民事刑事の両訴訟手続」とする理解は、基本的には平松義郎氏も受けいれている。⁽¹³⁾ ただ、平松氏は、(イ)暴行、傷害、横領、密通などの「犯罪が出入筋で裁判されることがある」⁽¹⁴⁾こと、そして、(ロ)「訴訟物が可罰的でない場合であっても、手続上、刑事的強制を加えることがある」⁽¹⁵⁾ことから、出入筋は刑事訴訟法的要素をもつとされ、石井説を補う形で、出入筋を、「民事刑事両訴訟手続の合体したものである」⁽¹⁶⁾と捉える。

二 こうした出入筋、吟味筋についての基本的性格理解を基礎に、石井良助氏は、出入筋につき次のような明解な説明をされた。すなわち、出入筋は、「裁判所が原告即ち訴訟人の提出した目安に、被告即ち相手方を某日(差日)に召喚する旨の裏書を加えて、訴訟人をしてこれを相手方に送達せしめ、原被双方を対決審問して判決を与える手続、即ち目安懸りの手続である」⁽¹⁷⁾と。平松義郎氏も、石井氏の出入筋についてのこの「定義」を、「簡にして

要を得ており、的確である」と受けいれている。⁽¹⁸⁾

これに対し、吟味筋については、石井氏は、「訴訟人のある場合に於ても、又職権を以て犯罪を探查した場合に於ても、手当呼出又は裁判所の差紙を以て被疑者を呼出して糺審する手続である⁽¹⁹⁾」、と述べている。平松氏もこの見解に賛意を示している。⁽²⁰⁾平松氏は、吟味筋では相手方に返答書の提出を命じなかったとされる⁽²¹⁾。石井氏も、出入筋では目安の裏書には返答書の提出を命じる文言があり、その目安を受け取った相手方が「返答書を携えて奉行所に出頭⁽²³⁾」すると述べているので、目安に裏書のなされない吟味筋では、出入筋のように目安裏書で相手に返答書の提出を命じることは行なわれなかった、と石井氏も考えているものと思われる。

両氏によれば、出入筋とは、訴訟人が他者を相手どって目安(訴状)でもって奉行所に出訴し、奉行の裏書を得た目安を相手方に送達し、相手方は返答書を提出し、所定の日に双方が出廷して対決審理ののち判決が下される、という手続であった。これに対し吟味筋は、訴訟人のある場合でも、あるいは捜査当局が職権で犯罪を探查した場合でも、被疑者の身柄を拘束して召喚し(手当呼出)、あるいは召喚状(差紙)で召喚して糺審する手続であった。吟味筋は、訴訟人がいない場合でも公権力がみずから動き出す場合の手続でもあるが、本稿では、他領他支配の者を相手どって訴訟人が目安で奉行所に訴え出るという評定所公事を中心に——必要に応じてそれ以外も含めて——論じるので、吟味筋についても、「私人による出訴」にもとづく事例を中心に論じることにする。

なお、平松氏によれば、「必ず吟味筋で裁判すべきもの」として、「目安の提出があっても裏書を下付しない事件」、および、「内済を許さない事件」⁽²⁴⁾があった。この点は出入筋、吟味筋を区別する重要なポイントの一つである。本稿でもこの点に留意して論じる予定である。

三 評定所公事では出入筋の手続がとられていたことはよく知られていることであり、『評定所留役勘定勤方』⁽²⁵⁾
四二「評定公事ニ相成候品之事」にも次のようにある。

〔史料1〕

「一評定所公事ハ、御代官所より私領を相手取、又ハ私領より御代官所を相手取、私領より私領を相手取、訴状を御月番奉行衆御宅江差出、地頭添簡有之候得者、留役相札、本目安差出候上、御初判二成、三奉行裏判ニ而、何月幾日評定所江返答書差出、双方罷出対決可致旨之裏書御渡ニ成候」

〔史料1〕によると、他領他支配の者を相手どつて目安を月番奉行に提出すると、評定所留役による目安札（訴状審査）ののち、本目安に月番奉行の初判（最初になされる奉行の裏判）、三奉行の裏判がなされ、裏書のうえ本目安が訴訟人に渡された。裏書には、何月幾日に評定所に〔相手方が〕返答書を提出し、双方が出廷して対決すべしと書かれていた。こうして始まるのが評定所公事であった。ここでは、目安裏判・裏書下付、返答書提出等、出入筋の手続がとられていたことがわかる。

四 『裁許留』⁽²⁶⁾は江戸幕府評定所の判例集であり、平松義郎氏によれば、「裁許留に収められている事件は、評定所一座が裁判した出入物、すなわち評定公事である」⁽²⁷⁾。出入筋の手続では、判決が申し渡されると、目安ならびに返答書、そして目安に記された奉行の裏判は役割を終えることになるので、「裏判消し」の手続が行われた。『裁許留』に収録された裁判記録の末尾に、「目安・返答書継合、裏判消二遣」とあるのはこのことを意味する。評定所

公事が、多くの研究者が指摘するように、出入物として、出入筋の手続で裁判されていたことを示す一つの徴表といえよう。

五 評定所公事が出入筋の手続で取扱われていたことは「史料1」から理解でき、そのことを示す事例は、『裁許留』以外にも各種の史料のなかに見い出すことができる。

ところで、出入筋は、従来の研究によれば、上述したように、「民事刑事の両訴訟手続」(石井良助)、「刑事訴訟法的要素をもつ」ところの「民事刑事両訴訟手続の合体したもの」(平松義郎)であり、それゆえ、刑事事件もその取扱対象であった。しかし、従来の研究では、出入筋の刑事事件について、人殺、密通、暴行、傷害、詐欺等、その存在を抽象的に指摘したものは見られるが、実際に加害者を相手どって奉行所に出訴し、その訴えが受理され、奉行所、評定所で審理されることになった具体例について言及したものはほとんど見られない。ここでは、次節以下での考察のために、いくつかの事例について事件内容を簡単に列挙しておくことにする。

- (1) 父親が他領で殺害されたと、息子らが被疑者を相手取り寺社奉行所に訴え出た事件⁽²⁸⁾
- (2) 金子百六拾両を詐取されたと、被害者が被疑者を相手取り勘定奉行所に訴え出た事件⁽²⁹⁾
- (3) 弟の変死を疑い、兄が被疑者を相手取り勘定奉行所に訴え出た事件⁽³⁰⁾
- (4) 娘が強姪(強姦)されたと、父親が被疑者を相手取り勘定奉行所に訴え出た事件⁽³¹⁾
- (5) 妻と妻の妹が道で強盗に切り付けられ、妻が死亡し妻の妹が持参していた衣類が奪われたと、夫らが被疑者を相手取り勘定奉行所に訴え出た事件⁽³²⁾

これらはいずれも犯人と思われる者を相手取って目安で担当の奉行に訴え出、目安に奉行の裏判が与えられて出

入筋で裁判されることになった刑事事件である。出入筋の手続がとられた理由は、目安に書かれていることからだけでは犯罪の嫌疑が濃厚との判断ができなかったため、身柄拘束・江戸送致（手当呼出）や召喚状（差紙）による召喚ではなく、目安裏書による呼出の手続がとられたことによると見てよいであろう。⁽³³⁾ もっとも、このことは、出入筋の刑事裁判がすべて無罪になったということの意味するものではない。訴訟人、相手方、関係者を出廷させ、「対決」吟味するなかで犯罪事実が明らかになれば有罪判決を申渡した。⁽³⁴⁾

第三節 評定所公事と吟味筋

一 評定所公事では吟味筋の手続もとられていたことについては、『評定所留役勘定勤方』七六「評定公事之分糺之上、手当之儀領主地頭江申渡候もの取計之事」、七七「右之分差日差出方之事」に次のようにある。

〔史料2〕

〔一〕評定所公事^(七六)

御勘定奉行懸初判願、糺之上、其品ニ寄裏判難差出ものハ、手当之儀者御代官、領主、地頭江申達候、其段御一座江御演説有之候、

一右之類、手当ニ而面々より差出候得共、御懸り御奉行衆於宅、入牢、手鎖等申付、差日ニハ、訴訟人、引合之もの計罷出、手鎖、入牢ものハ、江戸宿又ハ牢より呼出、対決申付、

吟味之上改而入牢又ハ手鎖申付有之節ハ、

何誰知行

何国何郡何村

百姓

誰

——

〔史料2〕では、評定所公事について次のような説明がされている。すなわち、〔七六〕によれば、訴訟人が目安を提出して担当の奉行に初判（裏判）を求めてきた場合、奉行所で「糺」（目安糺）を行った結果、事案によっては奉行の裏判を与え難いものもある。その場合は、相手方の身柄拘束（手当）を代官や領主、地頭に命じ、そのことを評定所一座に通知（演説）する。〔七七〕によれば、その者は身柄を拘束されて代官、領主、地頭より江戸の奉行所に送致され、担当の奉行宅において入牢、手鎖等を申し付けられて、所定の出廷日（差日）には、訴訟人と関係者（引合之もの）が出頭し、手鎖、入牢の者は江戸宿（公事宿）または牢より呼出し、法廷で対決を申し付ける。

〔史料2〕には、目安裏判の不下付、「手当呼出」（身柄拘束・江戸送致）という吟味筋の手続がとられていたことが明瞭に示されている。したがって、ここに示されている評定所公事は吟味物ということになる。

二 このように、評定所公事の取扱いに吟味筋の手続が用いられていたことは、『目秘 坤』十九の十二「打擲 出入召捕之儀領主江達」に次のようにある。

〔史料3〕

演説書

石川左近将監

一上州野村太郎右衛門外三人、相手同国山上村次右衛門外式人、理不尽ニ而打擲被致候出入

是者、相手方次右衛門儀、山奥ニ小屋掛いたし、悪党ものを差置、且打擲被致候もの之内二者、九死一生
之ものも有之趣申立、治右衛門外式人を相手取目安差出候間、領主江申達、右三人其外山奥之小屋ニ罷在
候もの共、一同為召捕、手当ニ而呼出、於評定所吟味可致与存候、依之、及御演説候、

子五月

〔史料3〕によれば、上州野村の太郎右衛門ほか三人は、山奥の小屋に居た同国山上村の次右衛門らに打擲（暴行）され、なかには九死に一生を得た者も居たと申し立て、次右衛門ほか二人を相手取って目安を奉行所に差し出した。勘定奉行石川左近将監（忠房）は、右三人のほか山奥の小屋に居た者たちの逮捕、身柄拘束・江戸送致（召捕手当ニ而呼出）を命じ、評定所において吟味する予定であった。目安による出訴が行われたが、目安裏判による呼出しという出入筋の手続ではなく、「手当」による呼出しという吟味筋の手続がとられており、本件評定所公事も吟味物であったと言えよう。

また、次の〔史料4〕からも、評定所公事で吟味筋の手続がとられていたことが知られる。『吟味伺進達留 慶応二寅年六月ヨリ同三卯年六月マデ』³⁹⁾に次のようにある。

〔史料4〕

「羽州山形八日町吉兵衛女房せん、相手松平伊豆守足輕村上市三郎、人殺出入吟味伺書

松平左衛門尉

評定所一座

羽州山形八日町吉兵衛女房せんより、松平伊豆守足輕村上市三郎相手取人殺出入、松平左衛門尉方江訴出、相
糺候処、右吉兵衛儀、綿売買之儀より事起、相手市三郎二逢殺害候二付、双方領主役場より立会檢使之上、同
人ハ伊豆守家来江預ケ相成候趣申立、難捨置筋二付、一座江演説之上、裏判者不差遣、市三郎ハ伊豆守江申達、
手当を以呼出、引合之もの共一同再応吟味仕候趣、左之通御座候」

〔史料4〕によれば、綿売買の件からトラブルが起こり、羽州山形八日町の吉兵衛が、松平伊豆守足輕村上市三郎に殺害された事件で、吉兵衛の女房が市三郎を相手取って奉行所へ訴え出た。寺社奉行松平左衛門尉(近説)は、「捨ておき難い筋」と判断して、評定所一座へ通知(演説)のうえ、目安に裏判は下付せず、領主に命じて市三郎を身柄拘束・江戸送致(「手当を以呼出」)させた。ここでも評定所公事について、目安裏判不下付、「手当呼出」という吟味筋の手続がとられていたことが示されている。本件評定所公事も吟味物であったということになる。

このほか、「疵付出入」で、訴訟人(被害者)が相手(加害者)を目安でもって訴え、奉行が目安に初判(裏判)を下付せず、地頭に相手の「手当呼出」を命じ、「訴訟人一同、評定所江差出、相糺可申与存候」と評定所一座に通知した事例⁽³⁶⁾、あるいは、「理不尽出入」(強盜未遂?、打擲、疵付)で、訴訟人(被害者)が相手(加害者)を目安で訴

え出、奉行が相手の者どもの「手当」「呼出」を命じ、「追而評定所へ差出、一同吟味いたし候様可致候」と評定所一座へ通知した事例⁽³⁷⁾、あるいは「変死出入」で訴訟人（死者の親類）が相手を目安で訴え出、奉行が目安に裏判を下付せず、評定所一座へ通知のうえ、領主、地頭に相手の「手当」「呼出」を命じ、「追而評定所へ差出候積」とした事例等⁽³⁸⁾は、いずれも評定所公事で吟味筋の手続がとられた事例といえよう。

三 平松義郎氏は、著書『近世刑事訴訟法の研究』のなかで、出入筋、吟味筋について次のように説明されていた⁽³⁹⁾。

「出入筋は、訴訟人が目安を提出し、裁判役所がこれに裏書を加えて、相手方に送達せしめることによって開始せられる。これに対して吟味筋では、訴訟人がいなくても、裁判役所は取調を必要とする者を随時召喚し、または引致して審問を開始することができる。訴訟人が目安を提出した場合においても、裁判役所はこれを一覽して、当事者による送達を不適當と思料するときには、裏書を与えず、相手方と指定された者をはじめ、訴訟人を含めて審理を必要とする者を召喚し、ときには身柄を拘禁してしまふ。」

ここに見られる訴訟人が目安を提出した場合の吟味筋の説明は、「史料2」の評定所公事の説明と見事に符合する。上記した（第二節二）石井良助氏の吟味筋の説明も、「史料2」の評定所公事の説明と一致する。両氏の説によれば、評定所公事には吟味筋の手続で裁判される吟味物も含まれることになる。上に掲げた史料もそのことを示している。

石井良助氏によれば、上述したように(第二節)、出入筋は大体、民事訴訟であった。刑事事件については、殺人という重大犯罪も出入筋の対象として取り上げているが、それは犯罪の嫌疑がはっきりしない場合であった。⁽⁴⁰⁾平松義郎氏も、出入筋の対象である出入物について、「財産、身分に関する紛争が主である」と述べる⁽⁴¹⁾とともに、理不尽、口論、疵付、密通、誘引出(誘拐)、引負(横領)等の可罰的行為、犯罪となり得る行為も出入筋で裁判されることがあったと述べている。⁽⁴²⁾ただ、これら可罰的行為が出入筋で裁判されるのは、犯罪の嫌疑が濃厚とはいえない場合であった。⁽⁴³⁾ここから、従来の研究によれば、出入筋で扱うのは、財産、身分に関する紛争といった民事訴訟の対象となるものを中心であり、そのほか犯罪の嫌疑が濃厚とはいえない刑事事件が出入筋で扱われることもあった。「評定所公事出入物説」によれば、人々が訴え出たこのような案件を、評定所は評定所公事(出入物)として裁判していたということになる。

しかし、評定所公事には、本節で明らかにした複数人による激しい打擲(暴行)、売買のトラブルによる殺害、疵付、複数人による理不尽(強盗未遂⁽⁴⁴⁾、打擲、疵付)、変死(殺人)等のほか、強姦(強姦⁽⁴⁵⁾、疵請即死⁽⁴⁶⁾、密通等、重大な犯罪行為が、吟味筋の手続で裁判されている事例が数多く見られる。評定所は、民事訴訟を中心に、それに加えて犯罪の嫌疑が濃厚ではない刑事事件を評定所公事として扱っていたのみならず、こうした重罪犯罪の被害者側の訴えをも取り上げて、評定所公事として裁判していたのである。吟味筋の手続がとられた評定所公事(吟味物)は、出入筋の手続がとられた評定所公事(出入物)とともに、人々の多様な訴訟要求にこたえる裁判のあり方の一つであったのである。

そうであるとする、石井氏、平松氏を含めて多くの研究者が唱えた「評定所公事出入物説」の妥当性が問われ

ることになろう。出入筋・出入物、吟味筋・吟味物に関する従来の学説を維持する限り、評定所公事は出入物であるとする説は成り立たない。それとも、多くの研究者が唱えた「評定所公事出入物説」でいうところの「出入物」と、裁判手続に関する従来の学説のなかで用いられてきた「出入物」とは別の概念なのだろうか。いずれにしても従来の出入筋・出入物、吟味筋・吟味物概念では「評定所公事出入物説」は説明できない⁽⁴⁷⁾。この問題については第五節で改めて触れることにする。

第四節 混合型裁判

一 評定所公事には出入物のみならず吟味物も含まれていたことは、「混合型裁判」からもそのことが知られる。「混合型裁判」とは、「私人による出訴」にもとづく刑事裁判において、被疑者のうちのある者は出入筋の手続で出廷し、ある者は吟味筋の手続で出廷し、訴訟人も出廷して審理がなされるという形の裁判である。一つの刑事事件の裁判において、出入筋、吟味筋という二つの裁判手続が用いられているのがその特徴である。

二 このような裁判例として、『目秘 坤』十四の二「強姪出入領主又者御代官江達、手当ニ而為差出、其余者裏判差遣」に次のようにある。

〔史料5〕

「 演説書

寛政十年年

根岸肥前守

一 武州荏田村文吉、相手同国大宮郷定四郎外拾人、理不尽出入

是者、訴訟方文吉女房かう儀、男女六人連二而、当六月十五日鎮守祭礼之場所江罷越候処、同夜、相手方之内定四郎外七人、其外大勢二而、右女共を同道いたし候男兩人を嚴敷打擲およひ候上、かう外三人を強姦いたす旨申立、訴状差出候二付、右定四郎外七人者、領主阿部播磨守江申達、手当二而呼出、申口次第入牢申付置、其外之もの共者、目安裏判を以呼出、一同評定所江差出候様可致候、依之、御演説およひ候、
午八月」

〔史料5〕によれば、武州荏田村の文吉の妻「かう」が、男女六人（男二人、女四人）で連れだつて鎮守祭礼の場所へ出かけたところ、相手方同国大宮郷の定四郎ほか七人、さらにそのほか大勢の者が、右四人の女たちに同道していた二人の男を激しく打ちたたき、「かう」ほか三人の女を強姦した、と文吉が訴えて、定四郎ほか十名を相手取り奉行所に目安を提出した。そこで勘定奉行根岸肥前守（鎮衛）は、領主阿部播磨守に命じて定四郎ほか七名を身柄拘束して江戸の奉行所に送致させ（「手当二而呼出」）、供述次第入牢を命じ、その他の者は目安裏判で呼び出し、一同を評定所に差出すことにした。

ここから、目安で訴えられた相手のうち、定四郎ほか七名については、目安に奉行の裏判は与えられず、身柄拘束・江戸送致、入牢という吟味筋の手続がとられ、他の者たちについては、奉行の裏判のある目安により奉行所に呼び出すという出入筋の手続がとられていたことが分かる。私人が他者を相手取って目安で訴え出た場合——すなわち、「私人による出訴」（目安懸りの出訴）がなされた場合——、重罪犯罪の嫌疑が濃厚と思われた場合は「手当

呼出」という吟味筋の手続がとられ、犯罪の嫌疑が濃厚とは思われない場合は出入筋の手続がとられたことは、別稿で明らかにした。定四郎ほか七名については、重罪犯罪の嫌疑が濃厚であると見なされて吟味筋の手続で、その他の者については、犯罪の嫌疑が濃厚とは思われないとして出入筋の手続で、それぞれ呼び出され、一同が評定所へ差出されたことが分かる。

また、『評定所留役覚書』百十三「密通出入手当呼出」にも次のようにある。

〔史料6〕

「 演説書

根岸肥前守

竹垣三右衛門御代官所上総国村上村豊吉より、仙石治兵衛知行同村名主利右衛門外三人を相手取、不法出入訴状差出候処、右者、相手利右衛門義、豊吉女房むらと密通いたし候を見届、以来豊吉方江立入間敷旨、誤書付取之候処、猶又先月廿七日夜罷越、密通いたし候二付、利右衛門、むらとも、利右衛門親類同村忠七、弁蔵江預ヶ置、一札取之候由訴出候二付、利右衛門、むら義者、竹垣三右衛門、仙石治兵衛江申達、手当之上呼出、着次第入牢申付、其外之もの共ハ、定例之通、裏判差遣可申候、依之、及御演説候、以上、

午四月」

〔史料6〕によれば、仙石治兵衛知行上総国村上村の名主利右衛門は、竹垣三右衛門代官所同村の豊吉の女房「むら」と密通をし、見とがめられて謝罪文を出したにもかかわらず、また「むら」と密通をしたので、豊吉は、

利右衛門、「むら」を、利右衛門の親類忠七、弁蔵に預け置いて、利右衛門ほか三人を相手取って奉行所に目安を提出した。そこで勘定奉行根岸肥前守（鎮衛）は、代官と地頭に命じて、利右衛門と「むら」を身柄拘束して江戸へ送致させ（手当之上呼出）、到着次第入牢申し付け、その他の者については、定例の通り、目安に裏判を下付することにした。密通という重罪犯罪の嫌疑が濃厚な利右衛門と「むら」は、身柄拘束・江戸送致という吟味筋の手続がとられ、犯罪の嫌疑が濃厚とは思われないその他の者は、奉行の裏判のある目安で呼び出されるという出入筋の手続がとられていることが分かる。後者は「定例之通」とられた措置であったという点は注目される。

また、『目秘 坤』二十一の三十五「伯父之女房強姪二逢候由之出入も、品ニ寄取上」にも次のようにある。

〔史料7〕

「一常州□山村松兵衛、相手同国長竿村安次郎外式人、狼藉出入

右出入、拙者方江訴出候二付、相糺候処、松兵衛伯父柴崎村忠兵衛女房かんを、相手安次郎強姪いたし、右始末可訴出哉之旨、松兵衛江相談有之候を、相手方之もの共者、松兵衛儀、忠兵衛之腰押いたし候儀与相察、松兵衛方江罷越、及狼藉候由二付、安次郎者道中不取逃様手当を以呼出、其外之もの共ハ裏判差遣、追而一同評定所江差出、可致吟味与存候、依之、及——候、

寅十一月十九日

文政十三

〔史料7〕によれば、常州□山村松兵衛の伯父忠兵衛の女房「かん」を、相手の同国長竿村安次郎が強姪したの

で、忠兵衛はその件を訴え出るべきかと松兵衛に相談したところ、相手の者どもは、松兵衛が忠兵衛の腰押をした
と思ひ、松兵衛方へ行き狼藉を働いたので、松兵衛は安次郎ほか二人を相手取り、目安で奉行所に訴え出た。奉行
は安次郎の身柄拘束・江戸送致（手当を以呼出）を命じるとともに、その他の者については、訴訟人の目安に裏判
を与えて相手を呼出し、追つて一同を評定所へ差出し吟味することにした。

ここでも強姦・狼藉という重罪犯罪の嫌疑が濃厚と思われた安次郎には、身柄拘束・江戸送致という吟味筋の手
続がとられ、その他の者どもには奉行の裏判のある目安で呼び出すという出入筋の手續がとられている。

三 以上、三件の「混合型裁判」の事例を紹介した。これらから、いずれの事例においても、目安で訴えられた
相手方のうち、ある者には吟味筋の手續がとられ、ある者には出入筋の手續がとられていたことが分かる。「混合
型裁判」では吟味筋と出入筋という二系統の裁判手續が併存していたことになる。そして、「史料7」から、一同
が評定所に差出され吟味を受けていたことが分かる。「混合型裁判」では異なる裁判手續で扱われる者たちが、法
廷で一同に会して吟味を受けたのである。

こうしてみると、評定所公事が「混合型裁判」の形をとる場合、そこでは出入物とともに、吟味物も扱われてい
たことになる。ここでも「評定所公事出入物説」には疑問符が付くことになる。

四 神保文夫氏は、江戸幕府の裁判手續につき、平松義郎氏の見解に依拠して次のように明解な説明をされた。
すなわち、江戸幕府の裁判手續には出入筋と吟味筋の二つがあり、吟味筋が「礼問主義的な二面構造の刑事裁判」
であるのに対し、出入筋は「当事者主義的な手續進行を一応基礎とし、裁判所が双方の主張を聞いて判決を下す、
三面構造の民事訴訟的な裁判」である⁽⁴⁹⁾。と。もし、そうであるとすると、評定所での「混合型裁判」では、同一法

廷での同一事件の審理において、「二面構造の刑事裁判」と「三面構造の民事訴訟的な裁判」という異なる性格の裁判が同時にくり広げられていたのだろうか。その姿を想像するのは簡単ではない。改めて江戸幕府の裁判制度、裁判像について考えてみる必要があるように思われる。

註

- (1) 大平祐一『近世日本の訴訟と法』創文社、二〇一三年、一四頁参照。なお、石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成 別巻 解題』岩波書店、一九九七年、八七、八八頁(服藤弘司氏執筆)、杉本史子『近世政治空間論 裁き・公・日本』東京大学出版会、二〇一八年、八七頁、瀧川政次郎『日本法制史(下)』講談社、一九八五年、六〇頁をも参照。
- (2) その構成、人数は時代により異なる。これについては別途検討したい。なお、この点については、杉本史子『領域支配の展開と近世』山川出版社、一九九九年、第三章が、初期の幕府評定所の実態を明らかにしており、注目される。
- (3) なお、上方八ヶ国における紛争事案の裁判、遠国二八ヶ国と摂津、河内、和泉、播磨四ヶ国との間の金銀出入の裁判については特別な扱いが認められていたが、ここでは触れない。この点については、小倉宗『江戸幕府上方支配機構の研究』塙書房、二〇一一年、神保文夫『近世私法史における「大坂法」の意義について——大坂町奉行所の民事裁判管轄に関する一考察——』(平松義郎博士追悼論文集編集委員会編『法と刑罰の歴史的考察』名古屋大学出版会、一九八七年、所収(本論文は、のちに、神保文夫『近世法実務の研究 上下』汲古書院、二〇二二年、の上巻に収録される)を参照。
- (4) これらの問題に全体的総合的に取り組んだのが平松義郎氏の研究であった(平松『近世刑事訴訟法の研究』(以下、『研究』と略称)創文社、一九六〇年)。
- (5) たとえば、寺社奉行や遠国奉行が裁判権をもつ事案であっても、検地や見分吟味が必要な案件は、評定所一座が裁判権を有した。『幕末御仕置例書 五』(東京大学史料編纂所所蔵)十六「評定物手限もの差別之事」に、「寺社奉行手限之

品二候とも、検地相成一件、遠国奉行手限之品之内、検地并見分吟味相成一作者、一座掛二相成、評定所おゐて吟味とある。

(6) これについては、大平祐一「評定所公事の二つのタイプ——江戸幕府裁判制度の理解に向けて——」（以下、「評定所公事」と略称）〔立命館法学〕第三八九号、二〇二〇年）を参照。

(7) 小早川欣吾『増補近世民事訴訟制度の研究』（以下、『制度の研究』と略称）名著普及会、一九八八年、一五頁、石井良助『近世民事訴訟法史』（以下、『訴訟法史』と略称）創文社、一九八四年、二四五、二四六頁、服藤弘司「評定所」（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第一巻、吉川弘文館、一九九〇年）、平松・註(4)『研究』四三一頁、平松義郎監修・京都大学日本法史研究会編『近世法制史料集』第一巻（創文社、一九七三年）「裁許留」解題二五頁（平松義郎氏執筆）等参照。平松氏は、評定所一座が裁判する吟味物は例外的なものであったとされる（平松・註(4)『研究』四三一頁）。

なお、石井良助、藤原明久氏は、評定所は吟味物についても権限をもっていると考えられるが、これは五手掛、三手掛という臨時に開かれる、国家の大事に関する事件や御目見以上の者の犯罪に対する吟味（詮議）のための裁判について述べたものである（石井良助『日本法制史概説』（以下、『概説』と略称）創文社、一九四八年初版、一九七一年改訂第二版、四七四頁、大竹秀男・牧英正編『日本法制史』青林書院、一九七五年、一三〇頁（藤原明久氏執筆）。この点については、平松・註(4)『研究』四三三頁をも参照。

三浦周行氏は、「評定所に於て受理すべき事件」として、「民事」と「刑事」を掲げ、「刑事」については、「身分あるもの、関係せる重大なる事件に限れり」として、三手掛、五手掛の臨時裁判を掲げている（三浦『法制史の研究』岩波書店、一九一九年第一刷、一九三三年第七刷、一〇四八、一〇四九頁）。氏の見解によれば、人々が訴え出た他領他支配関連の刑事事件（吟味物）については、評定所は扱わないということになる。氏の見解も、実質的には、評定所公事を出人物と理解する説に近いところがあるように思われる。中田薫氏は、評定所一座の合議裁判に付される出入物を「評定公事」と称すると述べているが（中田『法制史論集』第三巻下、岩波書店、一九四三年初版、一九七一年、七五四、

七五五頁)、吟味物が評定所公事として合議裁判に付せられたのかどうかについては特に触れていない。それゆえ、氏の説を、評定所公事を出入物と解する説であると断定することは控えたい。

- (8) 先行研究のなかで、概説的記述を別とすれば、最も注目すべきは中田薫、小早川欣吾両氏の研究であろう。中田氏は、具体的裁判事例を素材として、江戸幕府の奉行所、評定所の裁判手続を詳細に明らかにした(中田・註(7)『法制史論集』第三卷下、第廿一、第廿二)。小早川氏は、大量の幕府裁判関係史料をもとに、江戸幕府の民事裁判手続を明らかにした(小早川・註(7)『制度の研究』)。両氏の研究が今日の研究の基礎を築いたと言っても過言ではないであろう。

- (9) 小早川欣吾氏は、江戸時代の裁判は「公事出入筋」と「吟味物筋」という二筋に分けて理解されていたとし、前者について、「被告に返答書の提出を命ずる裁判を公事出入筋と称した」と述べている(小早川・註(7)『制度の研究』七、八頁)。「吟味物筋」についての明確な説明はないが、「吟味物」について、「重科犯並に御法度江相拘り願下ケ内済二不相成儀」を言う、と述べているので(同、一二頁)、「吟味物筋」とは、これらについての裁判という意味のように思われる。中田薫氏は、吟味物、出入物という用語は用いているが、吟味筋、出入筋という用語を用いて裁判手続を論じてはいない(中田・註(7)『法制史論集』第三卷下、七五四、七五五頁参照)。三浦周行氏は、出入筋、吟味筋という用語を用いているが、それらは民事事件、刑事事件の呼称として用いられており、裁判手続を意味するものではなかった(三浦・註(7)『法制史の研究』一〇四七頁)。

- (10) 石井・註(7)『訴訟法史』一一七頁。

- (11) 同、一一八頁、石井良助『江戸時代漫筆』井上書房、一九五九年初版、一九六三年重版、一三二、二三四、二三五頁。

- (12) 石井・註(7)『概説』四七一頁。

- (13) 平松・註(4)『研究』四〇四頁。

- (14) 同、四一〇頁。

- (15) 同、四一一頁。

- (16) 同、四一四頁。なお、石井氏は、(ロ)が加わらなければ出入筋の手続は刑事民事の訴訟手続であったとはいえない、と

- いう平松氏の主張には「賛成できない」と反論している（石井良助『日本刑事法史』創文社、一九八六年、六五三頁）。
- (17) 石井・註(7)『概説』四七一頁。なお、石井・註(11)『江戸時代漫筆』一三〇頁をも参照。
- (18) 平松・註(4)『研究』四〇四頁。
- (19) 石井・註(7)『概説』四七一頁。
- (20) 平松・註(4)『研究』四〇四頁。
- (21) 同、四〇五頁。
- (22) 石井・註(7)『訴訟法史』一一一、一一二頁。
- (23) 同、五四頁。なお、石井良助『続近世民事訴訟法史』創文社、一九八五年、三七五、三七六頁をも参照。
- (24) 平松・註(4)『研究』四〇八頁。
- (25) 神宮文庫所蔵。なお、分は「より」とした。以下、同じ。
- (26) 司法省秘書課編、『司法資料』別冊第一九号、一九四三年、所収。なお、平松監修・註(7)『近世法制史料集』第一巻所収「裁許留」をも参照。
- (27) 平松監修・註(7)『近世法制史料集』第一巻所収「裁許留」解題（平松氏執筆）二五頁。
- (28) 大平祐一「人殺出入(一)、(二)完——江戸幕府評定所における刑事事件の審理とその特徴——」（以下、「人殺出入(二)完」と略称）『立命館法学』第三六五号、第三六六号、二〇一六年、同「人殺出入」の裁判記録——江戸幕府評定所における刑事事件の審理——」（同上）第三七一号、二〇一七年）参照。
- (29) 『目秘 坤』（江戸東京博物館所蔵）一三の二「理不尽之趣申口迄三付、不及手当」、「評定所留役覚書」（神宮文庫所蔵）六八「金子巧取候趣訴出候取計」。
- (30) 『目秘 坤』一三の二「変死之趣疑迄二付、不及手当」、「評定所留役覚書」八八「手当二不及訴状」。
- (31) 『御勘定御留役訴訟裁判方』（石井良助氏所蔵）三三三「不及手当強姪出入」（石井・註(23)『続近世民事訴訟法史』四一六頁）。

- (32) 司法省秘書課編『裁許留』八四号(一九八頁)。
- (33) 大平祐一「江戸幕府の刑事裁判と『手続の選択』——『吟味筋』かそれとも『出入筋』か——」(以下、「手続の選択」と略称)(水林彪・青木人志・松園潤一朗編『法と国制の比較史 西欧・東アジア・日本』日本評論社、二〇一八年)、石井・註(7)『訴訟法史』一一八頁参照。服藤弘司氏も、刑事事件について、極悪犯罪以外で、「特に事実関係が明確でなく、相手方に抗弁権を認める必要がある犯罪は出入筋の手続がとられた」と述べている(服藤「出入筋」(註(7))『国史大辞典』第九卷)。なお、「目秘 坤」一三の二二「変死之趣疑迄二付、不及手当」に、「疑敷旨申立候得共、誰仕業与申儀も不相当、相疑候迄二付、定例之通、本公事差日之初判差出候積」とあり、このような扱いは「定例」であったことが分かる。
- (34) 大平・註(28)「人殺出入(一)完」参照。
- (35) 国立国会図書館所蔵。
- (36) 『評定所留役覚書』三二六「疵付出入手当呼出演説」。
- (37) 同、八七「演説書」。
- (38) 『目秘 坤』一九の九「相手方不残手当」。
- (39) 平松・註(4)『研究』四〇五頁。
- (40) 石井・註(7)『訴訟法史』一一八頁、同・註(11)『江戸時代漫筆』一三二頁。
- (41) 平松・註(4)『研究』四〇九頁。
- (42) 同、四〇九、四一〇頁。
- (43) 大平・註(33)「手続の選択」参照。
- (44) 『評定所留役覚書』六三「強姦出入取計」、九六「手当呼出之演説」。
- (45) 『目秘 坤』十三の一九「人殺出入相手之内宿村送を以呼出候演説并達書触書等」。
- (46) 『評定所留役覚書』八二「密通出入手当呼出し演説」。

(47) この点については、大平・註(6)「評定所公事」をも参照。

(48) 大平・註(33)「手続の選択」参照。

(49) 浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫編『日本法制史』青林書院、二〇一〇年、二二三頁。この点については、水林彪氏も、吟味筋裁判を「二極構造」の職権主義・糺問主義的な裁判、出入筋裁判を「三極構造」の当事者主義的訴訟の要素が残る裁判と理解される(水林『封建制の再編と日本の社会の確立』山川出版社、一九八七年、二九八、二九九頁)。